

V 申請・手続・その他

Q 144

所轄庁を決定する基準

社会福祉法人の所轄庁はどのような基準で決まるのか。

A

社会福祉法人の所轄庁は、平成 28 年の社会福祉法改正により、その行う事業が 1 の地方厚生局の管轄区域内において 2 以上の都道府県の区域にわたる場合は主たる事務所の所在地の都道府県（ただし、事業が 2 以上の地方厚生局の管轄区域にわたり行われるものである場合は、地方厚生（支）局長）、主たる事務所が指定都市の区域内にありその行う事業が 1 の都道府県の区域内において 2 以上の市町村の区域にわたる場合は指定都市市長とされた。行う事業が 2 以上の都道府県の区域にわたるかどうかについては、

- 1 基本的な考え方としては、社会福祉施設経営を行う事業の場合、その施設の所在地が 2 以上の都道府県にわたるか否かで判断するとされている。これ以外の各種相談事業等についても、これに準じて当該事業に係る事業所の所在地で判断するとされている。したがって、相談エリアが全国にわたるというだけでは事業が 2 以上の都道府県の区域にわたるとしては取り扱われず、相談事業を行うための事業所が 2 以上の都道府県の区域に所在している場合に初めて厚生労働大臣が所轄庁となるものである。
- 2 ただし、社会福祉法第 2 条第 3 項第 13 号に定める連絡又は助成事業は、事業の性格が各社会福祉事業に関し、連絡又は助成を行うというものであるので、「連絡」又は「助成」の趣旨、目的、範囲等により判断するとされている。例えば、各都道府県で行われている社会福祉事業を全国的に連絡する事業の場合は、事業範囲は全国にわたるとされている。また、助成事業で助成先が全国にわたる場合は、事業範囲は全国にわたるとされるものである。
- 3 また、法人が行う事業が二以上の地方厚生局の管轄区域にわたり、①全国を単位として行われる事業 ②地域を限定しないで行われる事業 ③法令の規定に基づき指定を受けて行われる事業 ④ ①から③までに類する事業については、法人本部の所在地を管轄区域とする地方厚生局長が所轄庁となる。
- 3 以上は社会福祉法人が社会福祉事業を行う場合の考え方であるが、社会福祉法人が収益事業、公益事業を行う場合も、基本的には 1、2 及び 3 と同様に取り扱うものとされている。

社会福祉法

(所轄庁)

第 30 条 社会福祉法人の所轄庁は、その主たる事務所の所在地の都道府県知事とする。ただし、次の各号に掲げる社会福祉法人の所轄庁は、当該各号に定める者とする。

- 一 主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人（次号に掲げる社会福祉法人を除く。）であつてその行う事業が当該市の区域を越えないもの 市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）
- 二 主たる事務所が指定都市の区域内にある社会福祉法人であつてその行う事業が一の都道府県の区域内において二以

上の市町村の区域にわたるもの及び第百九条第二項に規定する地区社会福祉協議会である社会福祉法人 指定都市の長
2 社会福祉法人でその行う事業が二以上の地方厚生局の管轄区域にわたるものであつて、厚生労働省令で定めるもの
にあつては、その所轄庁は、前項本文の規定にかかわらず、厚生労働大臣とする。

審査基準

第4 法人の認可申請等の手続

1 所轄庁

(1) 法人の行う事業が二以上の都道府県の区域にわたるか否かは次の基準により判断すること。

ア 基本的な考え方としては、施設経営を行う事業の場合、当該施設の所在地が二以上の都道府県にわたるか否かで判断する。それ以外の各種居宅介護等事業、相談事業等についても、これに準じ、当該事業に係る事業所の所在地で判断すること。

イ 法第2条第3項第13号に定める連絡又は助成事業については、各社会福祉事業に関し、連絡又は助成を行うものであるという事業の性格に鑑み、当該「連絡」又は「助成」の趣旨、目的、範囲等により判断すること。（例えば、各都道府県で行われている社会福祉事業を全国的に連絡する事業の場合は、事業範囲は全国にわたるものであること。）

ウ 法人が行う事業が二以上の地方厚生局の管轄区域にわたり、次の①から④までのいずれかに該当する場合は、厚生労働大臣が所轄庁となるものであること。それ以外の場合で、二以上の都道府県にわたり（二以上の地方厚生局の管轄区域にわたる場合を含む。）事業を行う場合においては、法人本部の所在地を管轄区域とする地方厚生局長が所轄庁となるものであること。

① 全国を単位として行われる事業

例えば、各都道府県において活動している団体を統括する組織が、全国を単位として行う事業が法人の主たる事業であること。

② 地域を限定しないで行われる事業

例えば、地域を限定することなく行われる、高齢者、障害者、児童等の福祉についての助成、相談等の事業が法人の主たる事業であること。

③ 法令の規定に基づき指定を受けて行われる事業

社会福祉法等の法令に基づき、全国を通じて1個に限り、指定を受けて行う事業が法人の主たる事業であること。

④ ①から③までに類する事業

エ 公益事業及び収益事業についても基本的にはア、イ及びウと同様に取り扱うものとする。

(2) 法人の行う事業が市の区域にとどまるものか否かについても、(1)に準じて判断すること。

(3) 都道府県知事又は市長が所轄庁となっている法人が、(1)ウに該当する事業を開始しようとして定款変更の認可を受けようとするときは、厚生労働大臣に申請させること。

(4) 市長が所轄庁となっている法人が、他の市町村においても事業を開始しようとして定款変更の認可を受けようとするときは、当該都道府県知事に申請させること。ただし、指定都市の市長が所轄庁となっている法人が、当該都道府県内の他の市町村においても事業を開始しようとする場合及び(3)の場合を除く。

なお、当該都道府県知事は、当該定款変更を認可したときは、その旨当該市長に連絡すること。

(5) 法人の事務所の所在地の変更に伴い、所轄庁が変更となる社会福祉法人における当該事項に係る定款変更の届出は、変更後の所轄庁に対し行わせること。

(6) 指定都市の市長が所轄庁となっている都道府県社会福祉協議会・都道府県共同募金会・都道府県が設置する社会

福祉事業団の定款変更の認可等に当たっては、指定都市の市長は、都道府県知事との連携を図り、必要に応じて情報の交換に努めること。

Q 145

定款変更認可申請書の提出先①

都道府県知事が所轄庁である社会福祉法人が、他の都道府県の区域にわたる事業を開始しようとして定款変更の認可を受けようとするときは、どこに申請を行えばよいのか。

A

都道府県が所轄庁となっている法人が、他の都道府県の区域にわたる事業を開始しようとして定款変更の認可を受けようとするときは、地方厚生局の管轄区域が同じであれば法人本部の所在地の都道府県知事、二つの地方厚生局長の管轄内の場合は法人本部の所在地の地方厚生局長に申請をすることとなる。つまり、定款に新事業を登載することの是非を審査し、支障がなければ登載し所管が移動することとなる。

Q 146

定款変更認可申請書の提出先②

2つの県をまたがり事業を行っている法人（所轄庁は地方厚生局）が、1つの事業を廃止して、1つの県内のみで活動することとなった。定款変更認可は地方厚生局長が行うのか、都道府県知事が行うのか。

A

定款変更の手続が終了してはじめて所轄庁が移ることとなるが、この場合には、都道府県知事又は指定都市市長に対して定款変更認可の申請をすることとなる。【北海道外と札幌市内に事業を行っている北海道法人の主たる事務所が札幌市にある場合で、事業を縮小し札幌市にある事業のみとする場合は札幌市へ申請】

定款変更時には、法人が社会福祉法人としての資産要件を満たすかなどの審査が行われる。

Q 147

定款変更の届出先

社会福祉法人の事務所の所在地の変更に伴う定款変更の届出は誰に対して行えばよいのか。

A

法人の事務所の所在地の変更に伴う定款変更の届出は、変更後の事務所の所在地の地方厚生局又は都道府県知事若しくは指定都市市長に対し行うことになる。

Q 148

社会福祉法人の定款への宗教性の表現

社会福祉法人の名称に〇〇教福祉会と宗教団体の名称を用いたり、定款の目的中に「〇〇教の精神に則って」等と宗教性を表現することは妥当か。

A

社会福祉法人は社会福祉事業を行うことを目的として設立された団体で、公の支配に属する団体として位置づけられ、社会福祉法人制度は社会福祉事業に対する公金の支出を可能とする制度として憲法第 89 条の「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」の規定を克服するために設けられたものである。

社会福祉法人の名称や定款の目的中に「〇〇教の精神に則って」等と規定してあることが直ちに憲法上疑義を生ずるとは言えないとしても社会福祉法人に対しては公金の支出がなされる場合が多く、また、その目的が社会福祉事業を行うことであり、その対象者は、広く援護を必要とする人であり、特定の宗教を信仰しているとは限られないことから、基本的には特定の宗教名を法人名称や定款に表示することは差し控えるべきであると考えられる。

Q 149

社会福祉法人及び社会福祉施設の名称（個人の名前、会社名）

社会福祉法人の名称や社会福祉施設の名称に特定の個人の名前や特定の会社名をつけることは認められるのか。

A

- 1 社会福祉法人の名称や施設の名称は、公共性のあるものであり、また、社会福祉事業の信頼そのものを損ねることにもつながり適当でないケースが多い。
- 2 なお、従来、個人名のつけられた社会福祉法人や社会福祉施設が認可されたこともあるが、これについても、できるだけ社会福祉法人又は社会福祉施設にふさわしい名称に変えることが望まれる。

Q 150

社会福祉法人の名称（同一名称）

既に認可されている社会福祉法人の名称と全く同じ名称の社会福祉法人を設立することは認められるのか。

A

- 1 社会福祉法人としての同一性を識別するうえで問題があるので、同一の名称の社会福祉法人を設立することは好ましくない。社会福祉法人名簿を参照する等により、できる限り重複しないようにする必要がある。
同一都道府県内に同一の名称の社会福祉法人がないかどうかについては、特に慎重にチェックをする必要がある。
- 2 なお、施設の名称については、近隣の福祉施設と誤認が生じなければ差し支えない。目安としては、同一都道府県内の福祉施設の名称と重複を避けるようにすることが望まれる。

Q 151

社会福祉法人及び社会福祉施設の名称（望ましい名称）

社会福祉法人及び社会福祉施設の名称としてはどのようなものが望ましいのか。

A

- 1 社会福祉法人名及び社会福祉施設の名称は、社会福祉事業としてふさわしいものとする必要がある。
- 2 ただし、従来、次のような指導が行われている。
 - ① 社会福祉法人の名称と社会福祉施設の名称は混同を避けるため、別のものとする。ただし、〇〇会（法人名）〇〇園（施設名）とすればよく、〇〇会××園とまでする必要はない。
 - ② 個人の名称を冠するものは、社会福祉法人の公共性に鑑み、避けるべきである。
 - ③ 既存の法人（他の法人制度に基づくものを含む）と同じものや紛らわしいものは、不適當である（同一の都道府県内の場合は、特に注意が必要である）。
 - ④ 「〇〇社会福祉事業団」という名称は、公立施設を受託経営するための社会福祉事業団に限り認められる。すなわち、昭和 46 年の厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について」に基づいて認可が行われる社会福祉事業団に限って使用できるものである。

Q 152

第三者委員の選任

苦情解決にあたって第三者委員を設置する場合、選任の要件とは何か。

A

一般的には、苦情解決を円滑・円満に図ることができる者、また、世間からの信頼性を有する者とされており、例としては、評議員（理事である者は除く）、監事又は監査役、社会福祉士、民生委員・児童委員、大学教授、弁護士などが挙げられる。

社会福祉法

（社会福祉事業の経営者による苦情の解決）

第八十二条 社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。

社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について（別紙）

（対象事業者）

社会福祉法第二条に規定する社会福祉事業を経営する者とする。

また、前記以外の福祉サービスを提供する者等についても、本指針を参考として、苦情解決の仕組みを設けることが望まれる。

1 苦情解決の仕組みの目的

- 苦情への適切な対応により、福祉サービスに対する利用者の満足感を高めることや早急な虐待防止対策が講じられ、利用者個人の権利を擁護するとともに、利用者が福祉サービスを適切に利用することができるように支援する。
- 苦情を密室化せず、社会性や客観性を確保し、一定のルールに沿った方法で解決を進めることにより、円滑・円満な解決の促進や事業者の信頼や適正性の確保を図る。

2 苦情解決体制

(1) 苦情解決責任者

苦情解決の責任主体を明確にするため、施設長、理事等を苦情解決責任者とする。

(2) 苦情受付担当者

- サービス利用者が苦情の申出をしやすい環境を整えるため、職員の中から苦情受付担当者を任命する。
- 苦情受付担当者は以下の職務を行う。
 - ア 利用者からの苦情の受付
 - イ 苦情内容、利用者の意向等の確認と記録
 - ウ 受け付けた苦情及びその改善状況等の苦情解決責任者及び第三者委員への報告

(3) 第三者委員

苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を設置する。

- 設置形態
 - ア 事業者は、自らが経営するすべての事業所・施設の利用者が第三者委員を活用できる体制を整備する。
 - イ 苦情解決の実効性が確保され客観性が増すのであれば、複数事業所や複数法人が共同で設置することも可能である。
- 第三者委員の要件
 - ア 苦情解決を円滑・円満に図ることができる者であること。
 - イ 世間からの信頼性を有する者であること。

(例示)

評議員(理事は除く)、監事又は監査役、社会福祉士、民生委員・児童委員、大学教授、弁護士など

○ 人数

第三者委員は、中立・公正性の確保のため、複数であることが望ましい。その際、即応性を確保するため個々に職務に当たることが原則であるが、委員相互の情報交換等連携が重要である。

○ 選任方法

第三者委員は、経営者の責任において選任する。

(例示)

- ア 理事会が選考し、理事長が任命する。
- イ 選任の際には、評議員会への諮問や利用者等からの意見聴取を行う。

○ 職務

- ア 苦情受付担当者からの受け付けた苦情内容の報告聴取

- イ 苦情内容の報告を受けた旨の苦情申出人への通知
- ウ 利用者からの苦情の直接受付
- エ 苦情申出人への助言
- オ 事業者への助言
- カ 苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いへの立ち会い、助言
- キ 苦情解決責任者からの苦情に係る事案の改善状況等の報告聴取
- ク 日常的な状況把握と意見傾聴

○ 報酬

第三者委員への報酬は中立性の確保のため、実費弁償を除きできる限り無報酬とすることが望ましい。ただし、第三者委員の設置の形態又は報酬の決定方法により中立性が客観的に確保できる場合には、報酬を出すことは差し支えない。

なお、かかる経費について措置費等より支出することは、差し支えないものとする。

3 苦情解決の手順

(1) 利用者への周知

施設内への掲示、パンフレットの配布等により、苦情解決責任者は、利用者に対して、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の氏名・連絡先や、苦情解決の仕組みについて周知する。

(2) 苦情の受付

○ 苦情受付担当者は、利用者等からの苦情を随時受け付ける。なお、第三者委員も直接苦情を受け付けることができる。

○ 苦情受付担当者は、利用者からの苦情受付に際し、次の事項を書面に記録し、その内容について苦情申出人に確認する。

ア 苦情の内容

イ 苦情申出人の希望等

ウ 第三者委員への報告の要否

エ 苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いへの第三者委員の助言、立ち会いの要否

○ ウ及びエが不要な場合は、苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いによる解決を図る。

(3) 苦情受付の報告・確認

○ 苦情受付担当者は、受け付けた苦情はすべて苦情解決責任者及び第三者委員に報告する。

ただし、苦情申出人が第三者委員への報告を明確に拒否する意思表示をした場合を除く。

○ 投書など匿名の苦情については、第三者委員に報告し、必要な対応を行う。

○ 第三者委員は、苦情受付担当者から苦情内容の報告を受けた場合は、内容を確認するとともに、苦情申出人に対して報告を受けた旨を通知する。

(4) 苦情解決に向けての話し合い

○ 苦情解決責任者は苦情申出人との話し合いによる解決に努める。その際、苦情申出人又は苦情解決責任者は、必要に応じて第三者委員の助言を求めることができる。

○ 第三者委員の立ち会いによる苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いは、次により行う。

ア 第三者委員による苦情内容の確認

イ 第三者委員による解決案の調整、助言

ウ 話し合いの結果や改善事項等の書面での記録と確認

なお、苦情解決責任者も第三者委員の立ち会いを要請することができる。

(5) 苦情解決の記録、報告

苦情解決や改善を重ねることにより、サービスの質が高まり、運営の適正化が確保される。

これらを実効あるものとするため、記録と報告を積み重ねるようにする。

ア 苦情受付担当者は、苦情受付から解決・改善までの経過と結果について書面に記録をする。

イ 苦情解決責任者は、一定期間毎に苦情解決結果について第三者委員に報告し、必要な助言を受ける。

ウ 苦情解決責任者は、苦情申出人に改善を約束した事項について、苦情申出人及び第三者委員に対して、一定期間経過後、報告する。

(6) 解決結果の公表

利用者によるサービスの選択や事業者によるサービスの質や信頼性の向上を図るため、個人情報に関するものを除き「事業報告書」や「広報誌」等実績を掲載し、公表する。